

○内閣府令第 号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十三条第三項及び第百十四条の六の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第十四（表）を次のように改める。

別記様式第十四 (第十九条関係)

(表)

The diagram illustrates the layout and dimensions of a Japanese Driver's License (運転免許証). The overall dimensions are 8.56 in width and 5.40 in height. The inner content area is 7.96 in width and 4.78 in height.

The layout includes the following fields and sections:

- 氏名 (Name):** Located at the top left, with fields for year, month, and day of birth.
- 住所 (Address):** Located below the name, with fields for year, month, and day of delivery.
- 交付 (Delivery):** Located below the address, with fields for year, month, and day of validity.
- 平成 年 月 日まで有効 (Valid until Heisei year month day):** Located below the delivery date.
- 免許の条件等 (Conditions of license):** Located on the left side, with a table for license types and validity dates.
- 番号 (Number):** Located on the right side, with a table for license numbers.
- 運転免許証 (Driver's License):** Located vertically on the right side.
- 写真 (Photo):** Located in the center-right area.
- 公安委員会印 (Seal of the Public Safety Commission):** Located at the bottom right.

| | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|
| 番号 | 第 | | | | | 号 |
| 二種 | 種 | 年 | 月 | 日 | 種 | |
| 他 | 種 | 年 | 月 | 日 | 種 | |
| 二種 | 種 | 年 | 月 | 日 | 種 | |

別記様式第十四（裏）を次のように改める。

(裏)

7.56

1.99

0.50

備考

以下の部分を使用して臓器提供に関する意思を表示することができます(記入は自由です。)
記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【心臓・肺・肝臓・腎(じん)臓・膵(すい)臓・小腸・眼球】

[特記欄：] 《自筆署名》
《署名年月日》 年 月 日

別記様式第十四中備考の2を削り、備考の3を備考の2とし、備考の4を備考の3とし、備考の5を備考の4とし、備考の6を削り、備考の7を備考の5とする。

附 則

1 この府令は、平成二十二年七月十七日から施行する。

2 運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の様式については、改正後の道路交通法施行規則別記様式第十四の様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。